

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、武力攻撃災害による被害が発生したときは、国民生活に影響が生じ、警報の伝達、避難住民の救援等国民保護措置の実施への影響も大きいと考えられ、一時的な修繕や補修など、応急の復旧のため必要な措置を講じる必要があることから、応急の復旧について必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 基本的考え方 (法139、140関係)

1 町が管理する施設及び設備の緊急点検等 (法139関係)

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請 (法140関係)

町は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2 ライフライン施設の応急の復旧 (法139関係)

1 町ライフライン施設の応急復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の応急の復旧のための措置を講ずる。

2 県等に対する支援の要請

町は、水道、電気、ガス等のライフラインの応急の復旧のための確かつ迅速な措置が必要な場合は、ライフライン施設ごとに必要な人員や資機材の提供、技術的助言などの支援を県等に要請する。

第3 輸送路の確保に関する応急の復旧等 (法139関係)

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的には修繕や補修など応急の復旧を講じるものの、武力攻撃事態等の終了後においては、武力攻撃災害の復旧を行う必要があるため、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 基本的考え方

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧（法141関係）

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

第2 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害の復旧については、武力攻撃災害によって被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するため実施する事業であることから、基本的には、武力攻撃事態等の終了後において、武力攻撃災害の復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況を踏まえ、国が財政上の措置を法律で講ずることとなる。

ただし、武力攻撃災害の復旧は、武力攻撃事態の終了前であっても、町の区域内に係る事態の状況が終息していれば、速やかに行う必要があることから、武力攻撃災害の復旧に関する財政上の措置を定める法律が施行されるまでの間においても国が必要な財政上の措置を講ずることとしている。

なお、町地域防災計画における事業計画は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他の災害復旧事業計画

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(法168関係)

1 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で、町が支弁したものについては、国民保護法により、原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2 損失補償及び損害補償

(法159、160、令40～44関係)

1 損失補償 (法159関係)

町は、法に基づく次に掲げる土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、令に定める手続等に従い補償を行う。

- ① 救援のための物資の収用及び保管命令
- ② 救援(収容施設や臨時の医療施設の開設)のための土地、家屋又は物資の使用
- ③ 武力攻撃災害への対処のための土地等の一時使用又は土石、竹木等の使用若しくは収用
- ④ 文化庁長官による文化財保護のための措置
- ⑤ 警察官等による交通規制の際の車両その他の物件の破損

2 損害補償 (法160関係)

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて次に掲げる協力をした者がそのために死傷したときは、令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ① 避難住民の誘導に必要な援助についての協力 (法70)
- ② 救援に必要な援助についての協力 (法80)
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力 (法115)
- ④ 保健衛生の確保に必要な援助について協力 (法123)

第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

(法161②関係)

町は、県対策本部長が総合調整を行い又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。